

大学共同利用機関法人自然科学研究機構名誉教授称号授与規程

平成16年4月1日

自機規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第7条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考)

第2条 名誉教授の称号の授与の選考は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）が設置する大学共同利用機関の長から推薦（当該推薦に当たっては、当該機関の運営会議の議を経るものとする。）のあった者又は機構長が特に認めた者について、教育研究評議会の議を経て、機構長が行う。

(資格)

第3条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当し、機構を退職した者（国立大学法人，他の大学共同利用機関法人，独立行政法人国立高等専門学校機構又は他の独立行政法人等へ転出した者等を含む。）に対し授与する。

- 一 機構の教授として15年以上勤務し、機構の目的達成上、特に功績のあった者
- 二 前号の年数には達しないが、機構の目的達成上、特に顕著な功績があった者
- 三 機関の長として、特に功労のあった者
- 四 役員として、特に功労のあった者（前3号に該当する者を除く。）

(勤務年数の通算)

第4条 次の各号に掲げる年数は、前条第1号の勤務年数に通算する。ただし、機構の教授として5年以上勤務した場合に限る。

- 一 大学又は研究機関（外国の機関を含む。以下「大学等」という。）において教授（相当するものを含む。）として勤務した年数
 - 二 機構又は大学等において准教授（相当するものを含む。）として勤務した年数は、その3分の2の年数
 - 三 大学等において専任の講師（相当するものを含む。）として勤務した年数は、その2分の1の年数
- 2 客員研究部門において教授又は准教授（相当するものを含む。）として勤務した年数は、機構の専任の教授又は准教授として勤務した年数とみなす。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号は、次の各号により授与する。

- 一 第3条第1号から第3号に該当する場合 別記様式第1号
 - 二 第3条第4号に該当する場合 別記様式第2号
- (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第4条ただし書きに規定する勤務年数は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により機構の職員となった日以前の勤務年数を機構の職員としての勤務年数に含むものとする。
- 3 第4条各号に規定する勤務年数は、大学又は研究機関等において、この規程の施行日以前の教授、助教授又は講師であつた職を含むものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式 1 （第 5 条第 1 号関係）

第 号	氏 名	年 月 日生	自然科学研究機構〇〇〇研究所 名誉教授の称号を授与する	年 月 日	自然科学研究機構
--------	--------	--------------	--------------------------------	-------------	----------

別記様式 2 （第 5 条第 2 号関係）

第 号	氏 名	年 月 日生	自然科学研究機構名誉教授の 称号を授与する	年 月 日	自然科学研究機構
--------	--------	--------------	--------------------------	-------------	----------